

令和2年度品川区中小企業経営変化対策資金2020融資あつ旋実施要綱

令和2年3月27日区長決定 要綱第83号

改正 令和2年5月1日区長決定 要綱第118号

(趣旨)

第1条 この要綱は、突発的な外部要因等によって引き起こされる社会情勢の変化により、令和2年度において区内中小企業の経営に変化が現れた場合の対策資金を融資あつ旋するため、品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和47年品川区条例第15号。以下「条例」という。）第3条の表13の項に規定する緊急資金の令和2年度における融資あつ旋実施について必要な事項を定めるものとする。

(緊急資金の名称)

第2条 この要綱による緊急資金の名称は、品川区中小企業経営変化対策資金2020（以下「本資金」という。）とする。

(融資あつ旋の条件)

第3条 本資金の融資あつ旋の条件は、次のとおりとする。

- (1) あつ旋限度額 2,000万円
- (2) 利率 協定金利 1.6%以内（固定金利）
〔 1～3年目 本人負担利率0.0%、区利子補給率1.6%
4年目以降 本人負担利率0.2%以内、区利子補給率1.4% 〕
- (3) 融資期間 10年以内（据置36月を含む）
- (4) 償還方法 月割元金均等償還（端数金額は最終返済日に算入）

(融資あつ旋対象者の要件)

第4条 本資金の融資あつ旋の申し込みをしようとする者は、条例第2条第1号に規定する中小企業者であって、条例第4条第1項および第11項に規定する要件に該当するものとする。

2 現に本資金の融資あつ旋を受けている者が本資金の融資あつ旋を受けようとする場合にあっては、前条第1号に規定する限度額から現に受けている融資の額を差し引いて得た額の範囲内において、融資を受けることができる。

(信用保証料の補助)

第5条 本資金に係る信用保証料の補助額は、東京信用保証協会の定める保証料率により算定した信用保証料の全額とする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年5月13日から適用する。